

第1章 調査の概要

1 - 1 調査の目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の附則第三条の見直し規定に対応し、検討が必要とされる項目を抽出すると共に、検討項目ごとの判断材料となる資料を収集・整理し、平成 18 年度以降の検討のための基礎資料を作成することを目的とする。

1 - 2 調査の実施方法

1-2-1 主な検討項目

化管法やそれに付随した政省令の見直し項目にはさまざまな項目が考えられるが、本調査では「対象化学物質」や「届出要件」、「届出事項」を中心に、表 1-1 に示す項目を中心に検討を行う。

表 1-1 法制度の見直しに係る検討項目と主な検討ポイント

| No. | 検討項目 | 主な検討ポイント |
|-----|--------|------------------|
| 1 | 対象化学物質 | 物質選定の考え方 |
| | | 第一種指定化学物質 |
| | | 特定第一種指定化学物質 |
| 2 | 届出要件 | 対象業種 |
| | | 年間取扱量のすそ切り |
| | | 特別要件施設の種類 |
| | | 従業員規模のすそ切り |
| | | 製品の要件 |
| 3 | 届出事項等 | 把握対象 |
| | | 届出事項 |
| 4 | データ公表 | 開示請求 |
| | | 届出データの集計方法 |
| | | 届出外排出量の算出事項・集計方法 |
| 5 | その他 | 排出量・移動量の算出方法 |
| | | 化学物質管理指針(管理計画) |
| | | 地方自治体の役割 |
| | | 対応化学物質分類名への変更 |
| | | 届出期間 |
| | | 法の目的 |
| | | 届出様式 |
| | | 電子情報処理組織 |

1-2-2 情報収集等の方法

各検討項目については、関係するデータを収集・整理すると共に、データに基づく考察を加えて方向性を導き出す必要があるが、いずれの検討項目についても、数多くの論点から検討を行うことが必要である。

したがって、本調査においては、現時点において把握されているデータを最大限に活かすと共に、PRTR制度に深く関係している地方自治体の持っている知見を活かし、効率的に情報収集・整理を行うこととする。具体的には、以下のような方法によって情報収集等を実施する。

(1)自治体調査

PRTRの届出の窓口となっている地方自治体は、事業者との接点が多く、PRTR制度に係る多くの問題点を認識していると考えられることから、化管法の見直しにおける情報収集の最も重要なポイントの一つと位置づけられる。

したがって、本調査においては、以下のようなアンケート調査とヒアリング調査を併用することにより、表 1-1 に示すすべての検討項目について情報収集を行う(表 1-2)。

表 1-2 自治体調査の枠組み

| 項目 | アンケート調査 | ヒアリング調査 |
|----------|---|--|
| 対象とする自治体 | 以下の 68 自治体 都道府県:47 自治体 政令指定都市:12 自治体 その他(中核市等):9 自治体 | 約 10 自治体(結果的に 12 自治体で実施) 左記のうち、アンケート調査で有用な回答をしたところを抽出 |
| 主な調査項目 | ・ 独自制度の実施状況 ・ データの活用方法 ・ PRTR制度のあり方 | 左記のうち、アンケート調査で回答された内容についての詳細 |
| 実施方法 | 電子メールの添付ファイルとして調査票を送付及び返信 | 相手方を訪問して担当者から意見を直接聴取 |

(2)データ解析

化管法の見直しにおいては、客観的な事実に基づく検討が不可欠であることから、既存のデータを最大限に活かして有用な情報として活用することが必要である。PRTR制度に関する既存データとしては、表 1-3 に示すようなデータが利用可能である。以下のような方法でデータ解析をすることにより、届出要件や届出事項、対象化学物質について検討に資する情報として整理する。

表 1-3 利用可能な主な既存データの概要

| データ種類 | | 主な項目 | 主な問題点 |
|-------|--|---|--|
| | 平成 13～16 年度 PRTR フォローアップ事業 (環境省) | 非対象業種 21 人未満 1t 未満 第 2 種指定化学物質 代替物質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度ごとに調査項目が異なる ・ 調査項目ごとのデータ数は多くない |
| | 平成 12～13 年度 PRTR パイロット事業 (経済産業省・環境省) | 廃棄物の種類 廃棄物の移動先 廃棄物の処分方法 年間取扱量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 11～12 年度実績と古い ・ データ数が年度ごとに約 4,000 件と少ない ・ 対象地域が限定されており、廃棄物の移動先の情報が系統的に把握できない ・ 用途等に係る情報がない |
| | 排出削減事例に係るアンケート | 年間取扱量 用途 代替物質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ データ数が 1,021 件と少ない ・ 「削減事例の収集」を目的に実施した調査であり、多目的への転用に限界がある |

PRTR フォローアップ事業

化管法の見直しに向けた情報収集を目的として、平成 13～16 年度に実施されたものであり、届出要件や対象化学物質など、数多くの項目について調査が実施された。

年度ごとに調査項目は少しずつ異なっているが、過去のデータを統合して集計すると共に、届出要件等が変更された場合の届出排出量等を試算する。

PRTRパイロット事業

我が国に PRTR 制度を導入するための問題点を抽出することを主な目的として、平成 9～13 年度に経済産業省と環境省(平成 11 年度までは環境庁単独)によって実施されたものである。

実施方法は年度ごとに異なっているが、事業者から報告された項目は現行の法制度と比べて充実していたため、そのような項目についてデータを集計することで、届出事項を追加するための判断材料の一つとする。

排出削減事例に係るアンケート

化管法に基づき届出された排出量が前年度と比較して大きく減少した事業所の実態把握を目的として、平成 16 年度に環境省によって実施された。データ数は多くないものの、年間取扱量等の届出事項や代替物質に係るデータなど、有用な情報を事例として整理する。

(3) 文献調査

企業等のホームページ等で一般に公表されている資料や各種団体が作成している資料を収集し、法制度の見直し項目に従って系統的な整理を行う。

(4) 意見交換会の開催

PRTR制度のあり方に関する学識経験者等の意見を集約することを主な目的として、平成17年度に開催する。意見交換会で出された意見を「法制度に係る意見」と「法の運用に係る意見」に分類し、前者について法制度の見直し項目ごとに整理する。

(5) まとめ

本調査で情報収集を行う方法と法制度の見直し項目(検討ポイント)との対応関係を整理すると、概ね表1-4に示すとおりとなる。自治体調査では、法制度の見直し項目について網羅的に調査を実施するが、PRTRフォローアップ事業等のデータは届出要件や届出事項等に限定されたものであるため、該当する見直し項目に限ってデータを整理する。

表 1-4 法制度の見直しに係る主な検討ポイントと情報収集等の方法との関係

| No. | 検討項目 | 主な検討ポイント | 自治体調査 | | データ解析 | | | 文献調査 | | |
|-----|--------|------------------|-------|-------|-----------|---------|-----|------|-----|-----|
| | | | アンケート | ヒアリング | フォローアップ事業 | パイロット事業 | その他 | 事例等 | 諸外国 | 自治体 |
| 1 | 対象化学物質 | 物質選定の考え方 | | | | | | | | |
| | | 第一種指定化学物質 | | | | - | - | | | |
| | | 特定第一種指定化学物質 | | | | | | | | |
| 2 | 届出要件 | 対象業種 | | | | | | | | |
| | | 年間取扱量のすそ切り | | | | | | | | |
| | | 特別要件施設の種類の種類 | | | | | - | | | - |
| | | 従業員規模のすそ切り | | | | | | | | |
| | | 製品の要件 | | | | | | | | |
| 3 | 届出事項等 | 把握対象 | | | | | | | | |
| | | 届出事項 | | | | | - | | | - |
| 4 | データ公表 | 開示請求 | | | | | | | | |
| | | 届出データの集計方法 | | | | | - | - | - | - |
| | | 届出外排出量の算出事項・集計方法 | | | | | | | | |
| 5 | その他 | 排出量・移動量の算出方法 | | | | | | | | |
| | | 化学物質管理指針(管理計画) | | | | | | | | |
| | | 地方自治体の役割 | | | | | | | | |
| | | 対応化学物質分類名への変更 | | | | | - | - | - | - |
| | | 届出期間 | | | | | | | | |
| | | 法の目的 | | | | | | | | |
| | | 届出様式 | | | | | | | | |
| | | 電子情報処理組織 | | | | | | | | |

注：表中の記号の意味は以下のとおり。
 ○：検討項目に強く関係している
 △：検討項目に少し関係している
 -：検討項目と関係ない

1 - 3 調査結果の取りまとめ方法

調査方法ごとに収集したデータを法制度の見直し項目ごとに再整理し、本報告書の第2章以下で、以下のような構成で取りまとめる(表 1-5)。

なお、自治体アンケートの結果など、情報収集の方法別に整理した結果については、本報告書の資料編にまとめて示す。

表 1-5 調査結果の取りまとめ方法

| 本報告書の項目 | 取りまとめ方法 |
|--------------------|---|
| 第2章 対象化学物質に係る検討 | 第一種指定化学物質として追加すべき「候補物質」を 列挙 <small>本調査の中で個々の候補物質に係る妥当性について検討はしない</small> |
| 第3章 届出要件に係る検討 | 届出対象業種に追加すべき「候補業種」を列挙し、業種ごとに考察を加える 年間取扱量や従業員規模等の要件について、それぞれ複数の可能性を列挙し、考察を加える |
| 第4章 届出事項に係る検討 | 届出事項として追加すべき「候補項目」を列挙し、それぞれの項目ごとに考察を加える |
| 第5章 データ公表に係る検討 | 開示請求や集計方法等について、検討項目ごとに複数の可能性を列挙し、考察を加える |
| 第6章 その他の見直し項目に係る検討 | 化学物質管理指針や「地方自治体の役割」など、その他の見直し項目ごとに複数の可能性を列挙し、考察を加える |
| 第7章 まとめ | 検討項目ごとに調査結果の概要を「検証シート」の形で再整理する 検討項目ごとに、今後の検討に不足している情報を中心として、課題を整理する |